

令和7年度

## 特別支援教育

この試験問題は持ち帰ることができます。  
なお、本問題で利用した著作物は、著作権法第36条により、  
試験の目的上必要と認められる限度において複製したものです。  
同目的以外の利用はできません。

(長野県教育委員会)

受験 番号	.....	氏 名	
----------	-------	--------	--

(特別 1)

[問1] 次の法令等に即して、( A ) ~ ( I ) に当てはまる語句を書きなさい。

学校教育法

第七十六条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、( A ) 又は ( B ) を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで ( A ) 又は ( B ) のみを置くことができる。

特別支援学校設置基準 (令和三年文部科学省令第四十五号)

第五条 (略)

2 小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数は、( C ) 人 (視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、三人) 以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

3 ( B ) の一学級の生徒数は、( D ) 人 (視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上併せ有する生徒で学級を編制する場合にあっては、三人) 以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

学校教育法施行令

第二十二條の三 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の ( E ) が高度のものうち、( F ) 等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね ( G ) 以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	(略)
肢体不自由者	(略)
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は ( H ) を必要とする程度のもの 二 ( I ) の状態が継続して ( H ) を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

【問2】 次の各問いに答えなさい。

(1) 次の文は、障害者手帳について述べたものである。内容として正しいものをすべて選び、記号で答えなさい。

(2) 次の文は、特別支援教育就学奨励費について述べたものである。正しいものには○を、誤っているものには×を付けたときの組み合わせとして正しいものを下の【解答群】ア～オから選び、記号で答えなさい。

【解答群】	ア	①-×	②-○	③-○	④-×	⑤-○
	イ	①-×	②-○	③-×	④-○	⑤-×
	ウ	①-○	②-×	③-○	④-×	⑤-○
	エ	①-○	②-○	③-×	④-×	⑤-○
	オ	①-○	②-×	③-×	④-○	⑤-×

(3) 次の文は、障害者雇用について述べたものである。(A)～(D)に当てはまる語句を下の【語群I】ア～クから選び、記号で答えなさい。

【語群I】	ア	2.5	イ	ハローワーク	ウ	6	エ	就労コーディネーター	オ	3
	カ	障害者就業・生活支援センター	キ	4.6	ク	ジョブコーチ				

(特別 3)

〔問3〕 以下の文は、「特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領」（文部科学省 平成29年4月）の一部である。これに即して、（ A ）～（ I ）に当てはまる語句を書きなさい。

〔第1章 総則 第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割〕

2 (略)

(4) 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は（ A ）の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の（ B ）はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の（ B ）における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な（ C ）の下に行うよう配慮すること。

〔第2章 各教科 第1節 小学部 第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校〕

第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、個々の児童の知的障害の状態、（ D ）、学習状況や経験等を考慮しながら、第1の各教科の目標及び内容を基に、6年間を見通して、全体的な指導計画に基づき具体的な指導目標や指導内容を設定するものとする。
  - 2 個々の児童の実態に即して、教科別の指導を行うほか、必要に応じて各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動を（ E ）指導を行うなど、効果的な指導方法を工夫するものとする。その際、各教科等において育成を目指す資質・能力を明らかにし、各教科等の内容間の関連を十分に図るよう配慮するものとする。
- (略)

〔第5章 総合的な学習の時間〕

- 1 児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと（ F ）を行うよう配慮すること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が（ G ）になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

〔第7章 自立活動〕

第2 内容

1 健康の保持

- (1) （ H ）や生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- (5) 健康状態の維持・改善に関すること。

(略)

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
- (3) 自己の理解と（ I ）の調整に関すること。
- (4) 集団への参加の基礎に関すること。

(略)

〔問4〕 次の各問いに答えなさい。

(1) 次の①～④に当てはまる語句を下の【語群Ⅱ】ア～クから選び、記号で答えなさい。

【語群Ⅱ】	ア	乳幼児精神発達診断法	イ	S-M社会生活能力検査 第3版	ウ	KABC-II
	エ	WISC-IV	オ	新版K式発達検査2020	カ	DTVP
	キ	PEP-3	ク	田中ビネー知能検査V		

(2) 次の⑤～⑧に当てはまる語句を下の【語群Ⅲ】ア～クから選び、記号で答えなさい。

【語群Ⅲ】	ア	ムーブメント	イ	スモールステップ	ウ	ソーシャルスキルトレーニング
	エ	トークンエコノミー	オ	TEACCH	カ	アセスメント
	キ	AAC	ク	ペアレントトレーニング		

(特別 5)

〔問5〕 次の各問いに答えなさい。

- (1) 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 令和3年6月)の中に示された情緒障害のある子供について説明した文章の一部である。これに即して、(A)～(E)に当てはまる語句を下の【語群Ⅳ】ア～ケから選び、記号で答えなさい。

VIII 情緒障害

(略)

3 情緒障害の理解

(略)

(3) 情緒障害により生じる状態

(A) かん黙とは、一般的に、発声器官等に明らかな器質的・機能的な障害はなく、機能的には話すことができるが、(B)等により、他の状況で話しているにも関わらず、特定の社会的状況(例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など)において、話すことが一貫してできない状態である。ただし、適切な対応により症状が改善するものでもある。

認定こども園・幼稚園・保育所に入園、入所する頃から、在園時、小学校入学時、小学校在学時に発症するケースが多く見られる。

「(A)」という言葉から、「話さないことを自ら選んでいる」と誤解されがちであるが、一般的な原因としては、生来の対人(C)や対人(D)の強さがあり、集団に入るとその(D)が増強することから、(D)を軽減するための自己防衛行動が固定化して発症すると考えられている。近年では「(E) 緘黙」と表されることが一般的になっている。また、対人(C)や(D)以外の背景要因として、知的障害や自閉症の他、吃音や構音障害などの言葉の問題がある場合もあり、多方面からの調査を基にした総合的な判断が必要であることに留意する必要がある。

【語群Ⅳ】

ア	環境的な要因	イ	緊張	ウ	選択性	エ	遺伝的な要因	オ	不安
カ	場面	キ	心理的な要因	ク	混乱	ケ	関係		

- (2) 次のF～Hに当てはまる語句を下の【語群Ⅴ】ア～カから選び、記号で答えなさい。

【語群Ⅴ】 [ ア ひずみ    イ 難発    ウ 伸発    エ 置換    オ 連発    カ 省略 ]

〔問6〕 次の各問いに答えなさい。

- (1) 「交流及び共同学習ガイド」(文部科学省 平成31年3月)では、交流及び共同学習の活動の実施について事前学習、活動当日、事後学習について書かれている。このうち、活動当日の配慮点を1つ挙げなさい。
- (2) 次の文は、「交流及び共同学習ガイド」(文部科学省 平成31年3月)の一部である。これに即して、(A)～(C)に当てはまる語句を下の【語群VI】A～クから選び、記号で答えなさい。

<評価に当たっての考え方>

○交流及び共同学習を通して、子供の(A)がどのように進んだか。

障害の有無にかかわらず、(B)を形成する一員として、相互に互いの人格と個性を認め尊重し、(C)などの心情や態度を育むことができているかの視点からの評価に努めます。

【語群VI】

ア 共生社会	イ 直接交流	ウ 励ますこと	エ 障害理解
オ 合理的配慮	カ 相互理解	キ 支え合うこと	ク ユニバーサル社会

- (3) 以下は、「学校における医療的ケアの今後の対応について」(文部科学省 平成31年3月)の5「認定特定行為業務従事者による特定行為の実施に関する留意事項」(1)「特別支援学校における留意事項」についてである。次の各問いに答えなさい。

- ① 「① 各特定行為の留意点」の中で取り上げている特定行為を、【語群VII】A～キから2つ選び、記号で答えなさい。

【語群VII】

ア 喀痰吸引	イ 人工呼吸器よる呼吸管理	ウ 気管切開部の管理	エ 経管栄養
オ 導尿	カ 人工肛門の管理	キ 血糖値測定・インスリン注射	

- ② 次の文は、「② 実施に係る手順・記録等の整備に関する留意点」の一部である。これに即して、(A)～(E)に当てはまる語句を下の【語群VIII】A～コから選び、記号で答えなさい。

- ・ 保護者は、児童生徒等が登校する日には、その日の当該児童生徒等の(A)及び特定行為の実施に必要な情報を連絡帳等に記載し、当該児童生徒等に持たせること。
- ・ (B)等は、連絡帳等を当該児童生徒等の登校時に確認すること。連絡帳等に保護者から(A)に異常があると記載されている場合は、特定行為を行う前に(C)に相談すること。
- ・ (B)等は、(D)に則して特定行為を実施するとともに、実施の際特に気付いた点を連絡帳等に記録すること。
- ・ 特定行為の実施中に万一異常があれば直ちに中止し、(C)等の支援を求めるとともに、(D)に則して保護者及び(E)等への連絡と必要な応急措置をとること。

【語群VIII】

ア 個別の指導計画	イ 養護教諭	ウ 実施マニュアル	エ 教職員	オ 主治医
カ 管理職	キ 看護師	ク 個別マニュアル	ケ 病院	コ 健康状態

受験番号		氏名	
------	--	----	--

令和7年度

特別支援教育解答用紙

得点	
----	--

〔問1〕

A	幼稚部	B	高等部	C	六
D	八	E	視機能障害	F	拡大鏡
G	六〇デシベル	H	生活規制	I	身体虚弱

〔問1〕各2点 18

〔問2〕

(1)	イ ・ オ	※完全解答のみ正解						
(2)	イ							
(3)	A	ア	B	カ	C	オ	D	ク

〔問2〕(1)(2)(3)各2点 12

〔問3〕

A	生活上	B	時間	C	指導計画
D	生活年齢	E	合わせて	F	交流及び共同学習
G	断片的	H	生活のリズム	I	行動

〔問3〕各2点 18

〔問4〕

(1)	①	ウ	②	オ	③	エ	④	ク
(2)	⑤	オ	⑥	ウ	⑦	キ	⑧	カ

〔問4〕(1)(2)各2点 16

〔問5〕

(1)	A	ウ	B	キ	C	イ	D	オ	E	カ
(2)	F	エ	G	オ	H	イ				

〔問5〕(1)(2)各2点 16

〔問6〕

(1)	例 ・子供たちが主体的に活動に取り組むことができるようにする。 ・障害のある子供たちの活動の状況や周囲の者の支援の様子を常に把握し、円滑に活動できるようにする。 ・事故防止に努めるとともに、障害のある子供に対し、活動が負担過重にならないように留意する。									
(2)	A	カ	B	ア	C	キ				
(3)	①	ア ・ エ				※完全解答のみ正解				
	②	A	コ	B	エ	C	キ	D	ク	E

〔問6〕(1)(2)(3)各2点 20